

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 4 日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 木 田 綾 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 7 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
16, 17	790,000 632,000	一括	158,000	64,424	9,725
16	270,000				
17	520,000				



物 件 目 録

16 所 在 水戸市大工町三丁目
地 番 203 番
地 目 宅地
地 積 86.74 平方メートル

17 所 在 水戸市大工町三丁目203番地
家屋 番号 203 番
種 類 店舗 事務所
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 56.85 平方メートル
2階 61.66 平方メートル
3階 61.66 平方メートル

(現況)

種 類 居宅 事務所



物 件 明 細 書

令和 6年12月26日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 清 田 真理奈

1 不動産の表示

【物件番号16, 17】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号16, 17】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号17】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

16 所 在 水戸市大工町三丁目
地 番 203番
地 目 宅地
地 積 86.74平方メートル

17 所 在 水戸市大工町三丁目203番地
家屋 番号 203番
種 類 店舗 事務所
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 56.85平方メートル
2階 61.66平方メートル
3階 61.66平方メートル

(現況)

種 類 居宅 事務所



令和 6年(ケ)第136号

令和 6年 9月13日受理

令和 6年11月**26**日提出

現況調査報告書
(物件16～17)

水戸地方裁判所

執行官 藤 沢 靖 博

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

16 所 在 水戸市大工町三丁目
地 番 203番
地 目 宅地
地 積 86.74平方メートル

所有者 有限会社三登建業

17 所 在 水戸市大工町三丁目203番地
家屋 番号 203番
種 類 店舗 事務所
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 56.85平方メートル
2階 61.66平方メートル
3階 61.66平方メートル

所有者 有限会社三登建業

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	水戸市大工町三丁目12番21号		
土 地	物件16		
現 況 地 目	■宅地(物件1) □雑種地(物件)		
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件17		
種類、構造及び 床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) ■種 類: 居宅事務所 □構 造: □床面積:		
物件目録にない 附 属 建 物	■ない 種 類: □ある 構 造: 床面積:		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅事務所(空き家)として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	1 経年劣化が過度に進行し、保全の状態も相当劣る。東日本大震災と経年劣化の競合や、アスベスト含有建築材料等の使用の可能性もある。詳細は評価人作成の評価書中の本建物に関する表記のとおりである。 2 設備関係も全面的に相当劣化している。		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある 地方裁判所 支部 年() 第 号 保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等 (面談時の要旨)
■ A (所有者 (法人) の 役員)	1 (執行官が読上げた物件目録の建物の登記に関して) 本建物は全く知りません。知らないのですから、当然、貸家契約も結んでいません。 2 本建物に関するその余のことについても、建物自体を知らないのですから、何もお答えすることはありません。 (令和6年10月8日の面談による陳述の要旨)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。本図はいずれも測量を経ておらず、概測による概況（概略）を示すにとどまるため、実際の土地・建物や間取りと異なる場合がある。また、いわゆる「公図」が国土調査の成果を経ていない「地図に準ずる図面」であるため、地積・地形・配置等に関して精度が劣る。
- 2 本建物の占有状況については、外観徴表を総合して判断した。
- 3 本件所有者の代表者（B）宅に、執行官は令和6年9月19日に赴き、次の各点を記載した書面を封書にして、郵便受けに投函した。①物件目録 ②現況調査日程 ③現況調査の概要説明 ④執行官宛に連絡をいただきたいこと ⑤執行官宛の連絡先 ⑥所有者・債務者・占有者には法令上の応答義務があること。
しかし上記封書が未開封のまま執行官室に郵送された（令和6年9月26日着）。差出人欄には、Aの住所・氏名が書かれていた。
- 4 本件の買受人（入札人）における留意点（リスク）は、以下のとおりである。
 - (1) 2枚目「その他の事項」に記載した点がある。派生するリスクは、買受人の負担となる。特に本建物は損傷・劣化が多数箇所があり、修繕を全面的に実施しなければ使用ができない程度にある（つまり、建替えも十分視野に入る）ものと思料される。仮に全面的な修繕や解体による再築を行う場合（アスベスト使用の可能性も高く）買受人に相当高額な費用負担が懸念される。本建物においては、相当程度長期間、賃貸されていない物件と推定される。
 - (2) 通常の現況調査では土地のボーリング調査や地盤・地質調査を実施しないため、本件土地においても同調査は行っていない。よって土壤汚染や埋設物、地盤の異常の有無について、本調査では保証できない。
 - (3) 本件建物内の調査は、短時間で概況（概略）を目視をして実施しているものであり、天井・内壁・床などの表面に限られる。よって建物の隠れた損傷・不具合等の有無についても（2）と同様に本調査では保証できない。設備の可動の可否についても保証できない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年9月17日	当庁執行官室	■市町村の固定資産税担当課に公用申請(調査囑託)を実施する。(郵送、投函)
令和6年9月19日 10:00-10:05	水戸市内	■4枚目「3」のB宛の書面を投函する。
令和6年10月8日 10:35-11:05	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■評価人と同行する。 ■評価人により各種図面が作成される。
令和6年10月8日 15:20-15:25	水戸市内	■Aと面談する。陳述は3枚目のとおりである。
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ■令和6年10月 8日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■令和6年10月 8日 目的物件は不在で施錠されていた。立会人Cを立ち会わせて建物内に立ち入った。調査後、立入り時と同様の状況に復して退去した。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

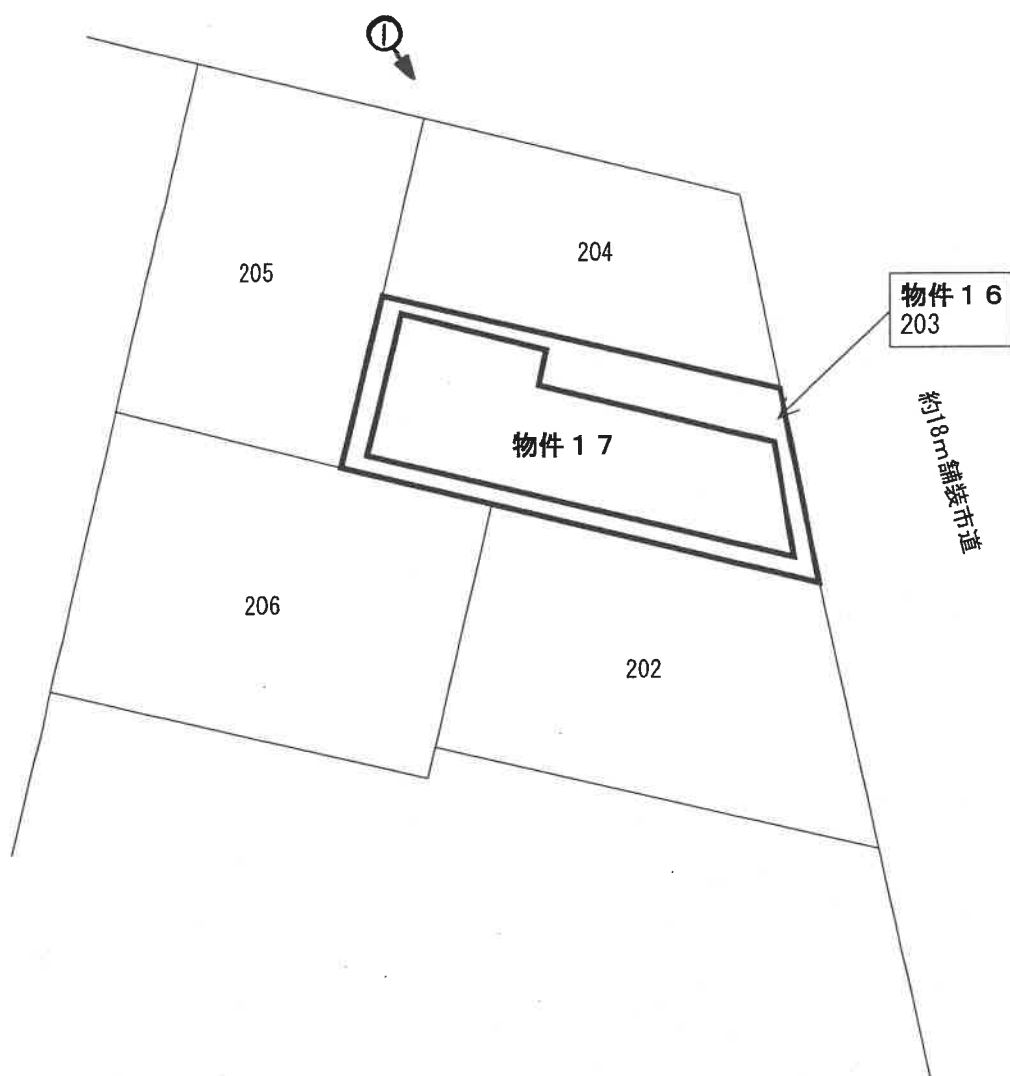
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図

事件番号 6年(ケ)136号

物件番号 16・17

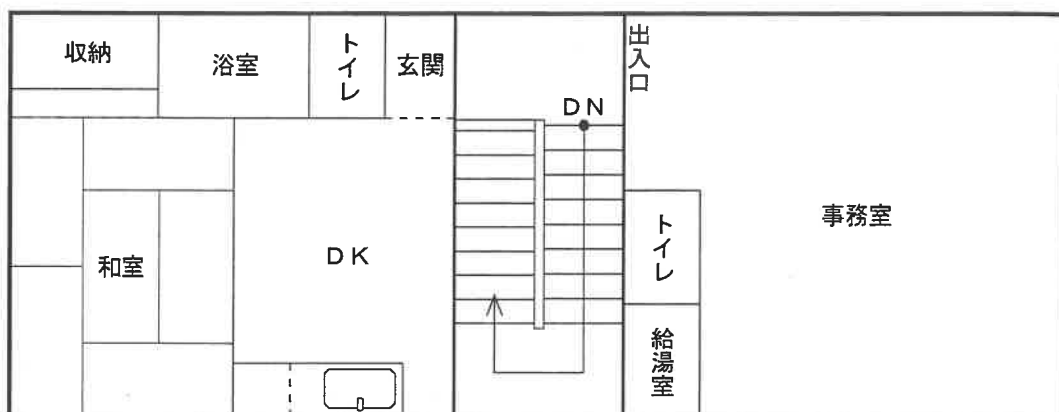


- ・現地調査等により作成したもので、実測図ではありません。
- ・物件の形状・配置の概要図であり、境界を確定するものではありません。

←○写真撮影位置方向

間 取 図

事件番号	6 年 (ケ) 1 3 6 号
物件番号	1 7

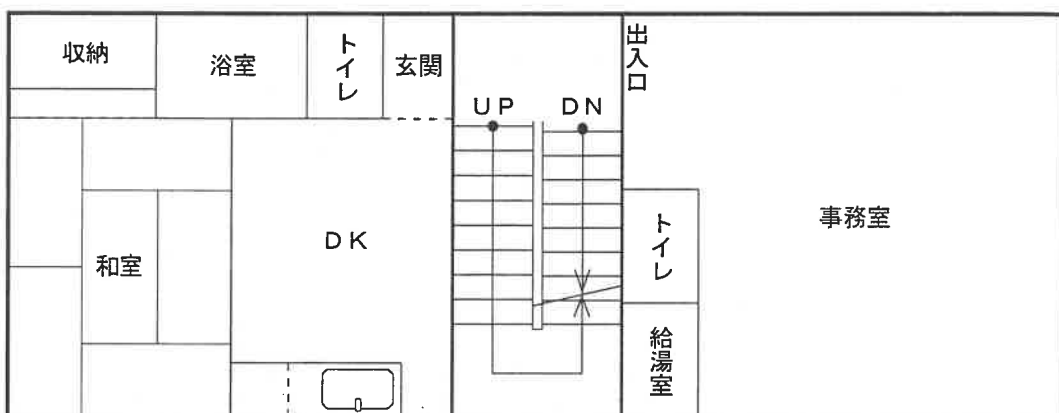


(302)

3 階

床面積 : 61.66㎡

(301)

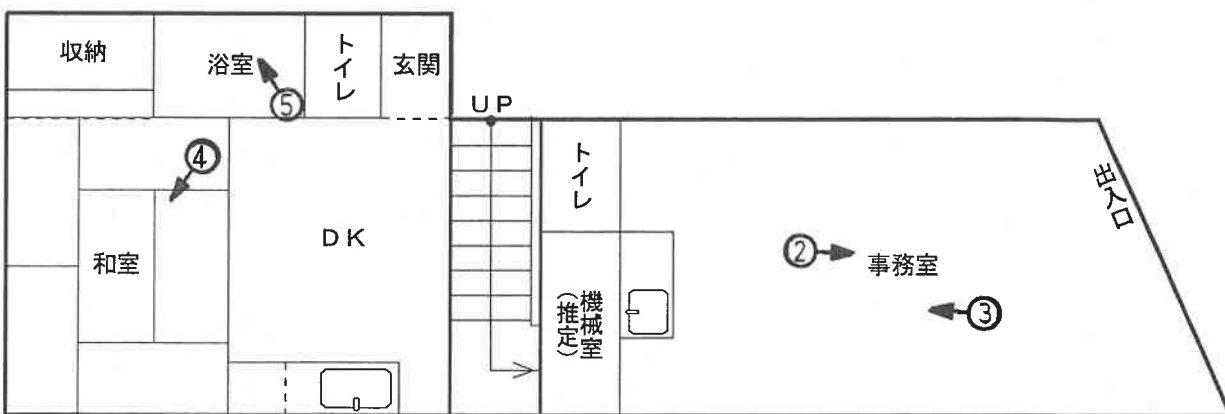


(202)

2 階

床面積 : 61.66㎡

(201)



(102)

1 階

床面積 : 56.85㎡

(101)

※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。

←○写真撮影位置方向



一部においてマスキングをしています。対象の不動産以外が写真に写っています。土地建物位置関係図をご確認ください。

No. 1



円内に損傷(雨水の進入や天井の一部欠損、雨漏り痕、震災のひびなど)が確認できます。

No. 2

(8 枚目)



No. 3



円内は壁の崩れ。東日本大震災の影響と推定されました。

(9 枚目)

No. 4



浴室の損傷。

No. 5

(10 枚目)

令和 6年（ケ）第 136号5
令和 6年 9月13日 受 命
令和 6年10月 8日 現地調査
令和 6年10月15日 評 価
令和 6年11月14日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
佐 野 俊 夫

第1 評価額

一 括 価 格		
金 790,000円		
内 訳 価 格		
物件16（土地）	金	270,000円
物件17（建物）	金	520,000円

- 1 一括価格は、物件16・17の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件16の内訳価格は物件17のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件17の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
16	所在地番 地目積	別紙物件目録記載のとおり	
17	所家屋番 種類造積 構面	別紙物件目録記載のとおり	居宅事務所

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件16）

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「水戸」駅の北西方・道路距離約2.8km 最寄バス停「大工町三丁目」の北西方・約170m（徒歩約3分）	
付 近 の 状 況	水戸市中心部に位置する事業所、店舗、共同住宅、戸建住宅、駐車場等が存する国道50号背後の用途混在地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 指定80% 指定200% 建築基準法第22条指定区域 高度地区（第4種）、水戸市立地適正化計画 水戸市景観計画、水戸市屋外広告物条例
画 地 条 件	地積：86.74m ² （登記簿） 間口：約6.5m 奥行：約16m 形状：ほぼ台形 地勢：概ね平坦 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地 （※）目視では隣地境界が確認できない境界不分明な土地であることから、上記は各種図面・ネット上の航空写真・一部外周の把握による概況である。	
接面道路の状況	東側約18m舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路） 建築基準法上の道路に係る記載は市建築指導課の陳述による。	
土地の利用状況等	物件16は物件17建物の敷地として利用されている。 建物の配置等は別添土地建物位置関係図のとおり。	
供給処理施設	上水道：あり 都市ガス：あり 下水道：あり （注1）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 （注2）本件土地内私設管等の埋設状況については不明である。 （注3）実際の接続・利用の可否、それに伴う各種の費用負担・手続き等については、関係各所においての詳細調査を要する。	

特 記 事 項	評価人としての目視等調査には限界があることから、地中埋設物及び土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の有無、地盤地質等の把握については、別途専門調査機関による調査を要する。よって、実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等をすべて担保できるか否かは不明である。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件17）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和49年10月18日 新築 経過年数 約50年 経済的残存耐用年数 満了
仕様	構造 鉄骨造 屋根 陸屋根（目視不可／登記簿より） 外壁 モルタル塗吹付仕上げ 内壁 ビニールクロス、合板、モルタル塗吹付仕上げ等 天井 合板、板張り等 床 ビニールシート、合板、畳等 設備 電気・給排水衛生設備等一式 （※1）仕様は目視確認の範囲によるもので推定を含む。 （※2）設備については動作確認をしていないため、使用可能か否かは確定できない。 （※3）外構がある場合には再調達原価に算入。
床面積（現況）	1階 56.85㎡（登記簿） 2階 61.66㎡（登記簿） 3階 61.66㎡（登記簿） 計 180.17㎡
現況用途等	階層 地上3階建 現況用途 居宅事務所 間取り 別添間取図のとおり
品等	普通
保守管理の状態	相当劣る（以下を目視で確認した） ・柱（ピロティ）や外壁の亀裂（壁の剥離や浮きもあり） ・外壁に蔦が絡まっている ・一部建具の開閉が困難 ・内壁の劣化損傷（崩落、剥離、亀裂等） ・天井の劣化損傷（崩落、剥離、カビ等） ・床の劣化損傷（撓み、シミ） ・1階（正面側）に雨の吹込あり（床が濡れていた） 建物全体として亀裂や仕上材の崩落等が多く適切な維持管理がなされていないことから、劣化が相当進んでいる。今後、継続利用するには、多額の修繕費用を要する可能性が高いと思料する。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。

特 記 事 項	①市建築指導課陳述によれば物件１７に相応する市備付の建築計画概要書は存しないとのこと。よって、当該建物の遵法性については疑義があると思料する。 ②登記簿上の合計床面積は指定容積率を若干超過しているが、共用部分等の容積不算入部分を除いた建築基準法上の算入床面積の把握は困難であり、現状では容積率の範囲内であるか否かなど、当該事項に係る適法性の判断はできなかった（本件では保守的な判断により後記建付減価にて考慮した）。 ③目視調査の範囲による限りにおいては、保守管理状態は前記のとおり確認したが、評価人としての調査には限界があるため、建物に係るその他劣化損傷の把握については、別途専門調査機関による調査が必要である。 ④昭和49年に建築された鉄骨造の居宅事務所であり、アスベスト含有建築材料等の使用の可能性は極めて高いと思料する。ただし、詳細については専門調査機関等による調査を行わないと確定できない。 ⑤建物の配置、現況用途、建築時期（築後経過年数）、前記保守管理状態、地域の特性等を総合的に勘案し、物件１７の市場価値はないと判断した（競売評価上の最低価額を計上した）。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件16（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
16	52,900	0.816	86.74	0.50	1,870,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 水戸(県)-8

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $50,200\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/102.0 \times 100/93.1 = 52,900\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+2

◇地域格差：街路条件▲2.0 環境条件▲5.0

イ 個別格差：方位+2 規模▲20

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件17（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
17	160,000	180.17	0.000	10,000

エ 市場価値はないと判断し、競売評価上の最低価額を計上した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
16	1,870,000	0.65 法定地上権	1,220,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のように査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
16	1,870,000	-1,220,000	1.00	0.60	0.70	270,000
17	10,000	+1,220,000	1.00	0.60	0.70	520,000
一括価格（合計）						790,000

ウ 占有減価修正：必要ないと判断した。

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性及び目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、以下の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

・特記事項記載の市場性減退要因

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

(※) 本件評価は現地調査日において目視可能な部分を前提とし、かつ、公共機関の陳述・公開された資料・（陳述が得られた場合には）関係人陳述等に基づいたものである。よって、競売不動産特有の調査上の各種制約等により、把握が困難な流動的要因については、当該競売市場修正に包含されていることに留意されたい。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 水戸(県)-8

所 在：水戸市大工町3丁目118番
「大工町3-9-18」

価 格：50,200円／㎡

位 置：JR常磐線「水戸」駅2.9km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：392㎡

供給処理施設：水道, 下水道, ガス

接 面 街 路：西側4m市道

用途指定等：市街化区域 第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）
高度地区

地域の概要：中規模一般住宅、共同住宅等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件目録
- 2 物件位置図
- 3 周辺見取図
- 4 地図に準ずる図面写
- 5 建物図面写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 間取図

以 上

物件目録

13 所 在 水戸市赤塚一丁目2029番地6
 家屋 番号 2029番6
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 107.00平方メートル
 2階 33.05平方メートル
 所有者 A

14 所 在 水戸市赤塚一丁目2029番地6
 家屋 番号 2029番6の2
 種 類 事務所
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 69.40平方メートル
 2階 67.75平方メートル
 所有者 A

15 所 在 水戸市赤塚一丁目
 地 番 2029番122
 地 目 宅地
 地 積 232.06平方メートル
 所有者 B

16 所 在 水戸市大工町三丁目
 地 番 203番



物 件 目 録

地 目 宅地

地 積 86.74平方メートル

所有者 有限会社三登建業

17 所 在 水戸市大工町三丁目203番地

家屋 番号 203番

種 類 店舗 事務所

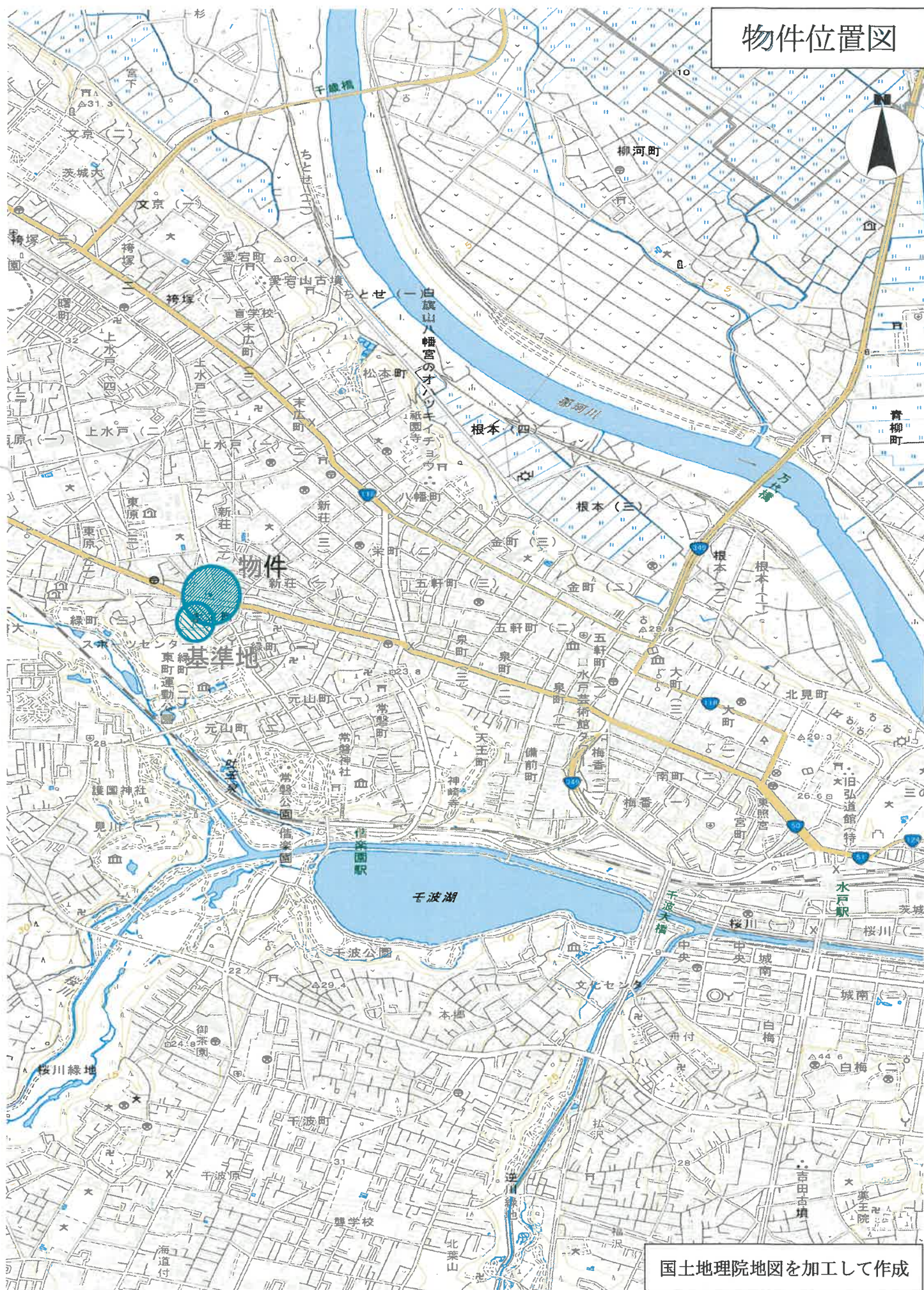
構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積 1階 56.85平方メートル
2階 61.66平方メートル
3階 61.66平方メートル

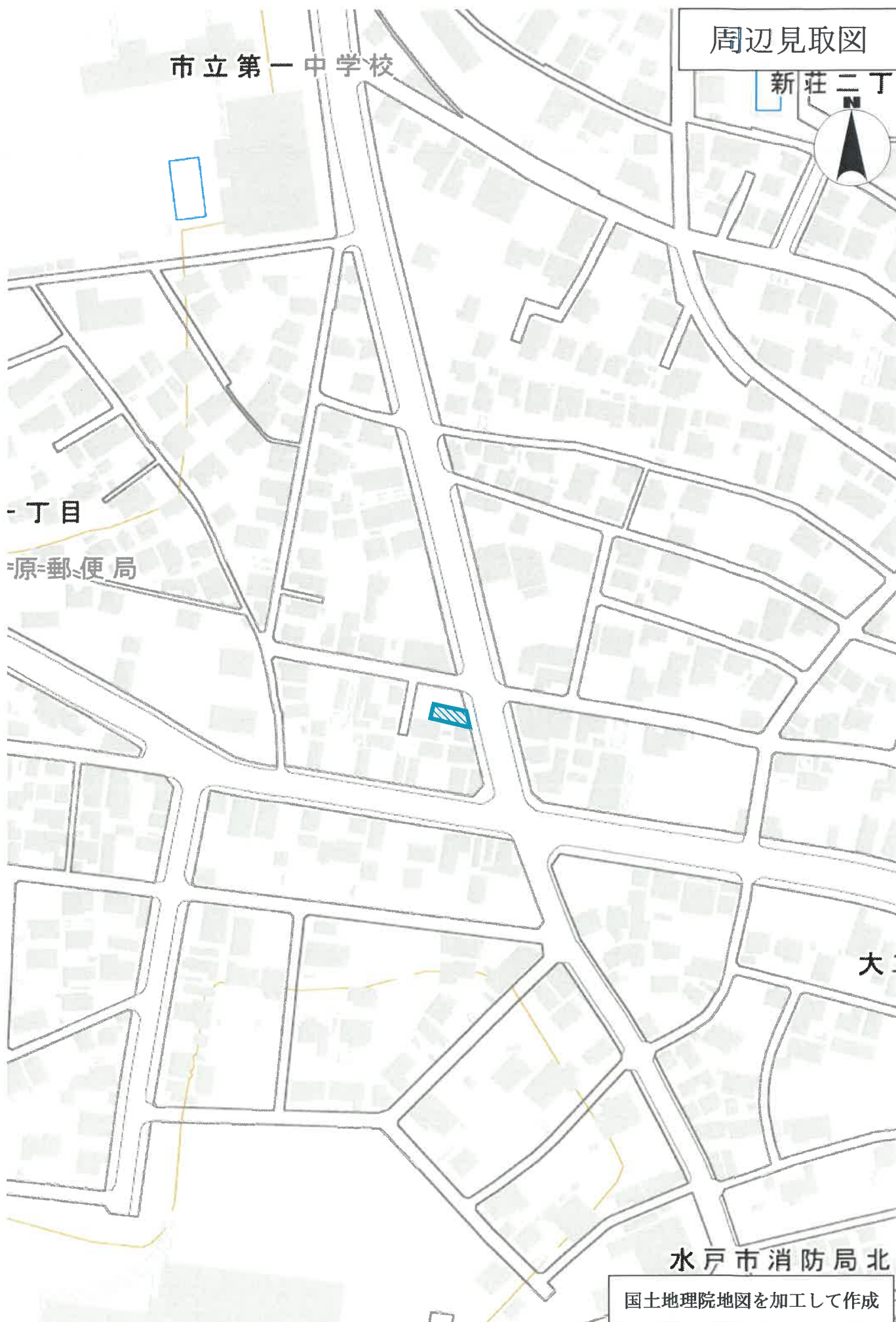
所有者 有限会社三登建業



物件位置図

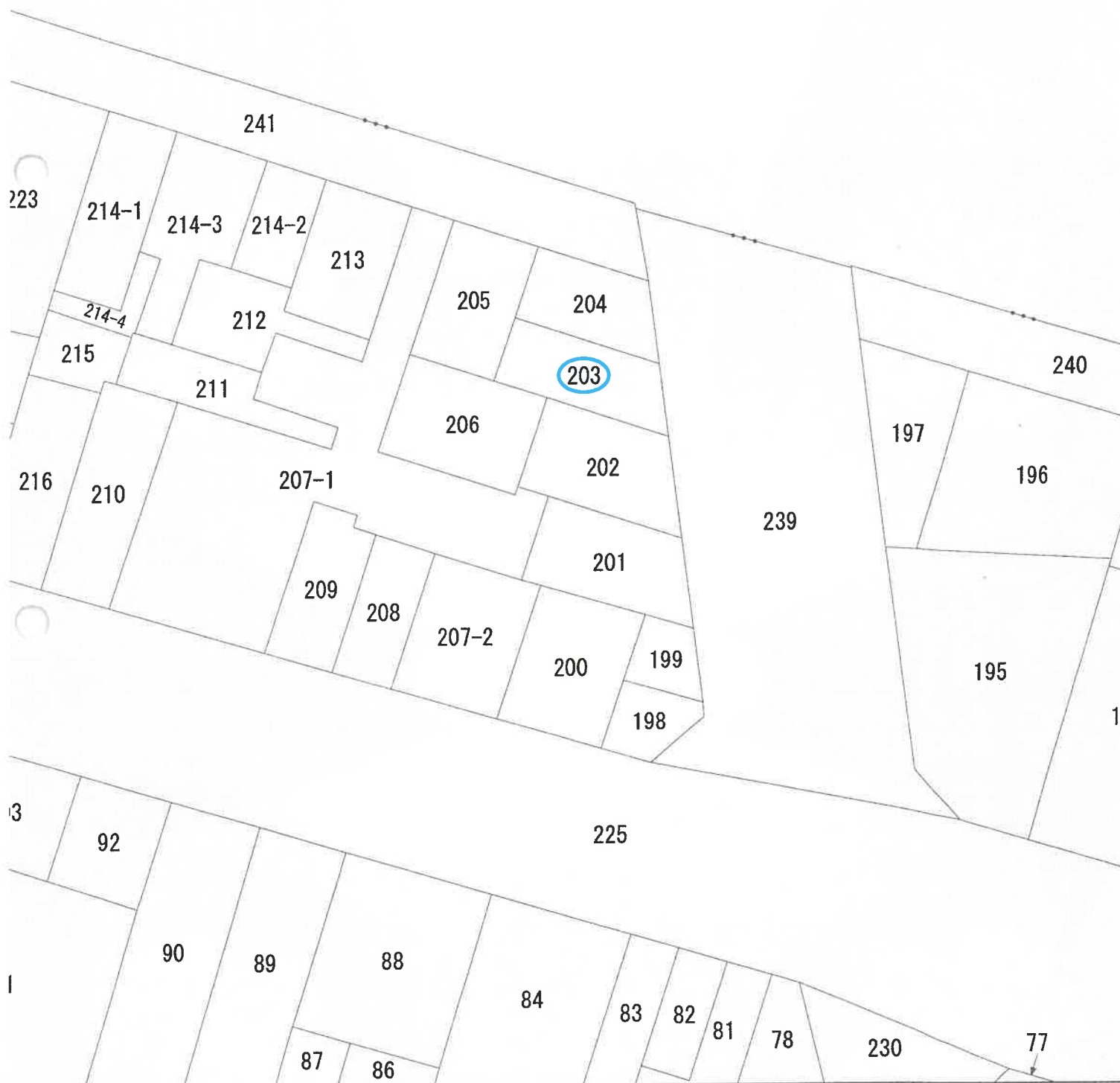


国土地理院地図を加工して作成



地図に準ずる図面写

縮尺 1 : 5 0 0



整理番号 077355

500.8番14-203

家屋番号

建物の所在
水戸市東町字大足港地500.8番地14-500.8番地13-500.8番地19
(敷地街区番号) 66-2街区1-4-4号

大工町3丁目203

建物各階平面図

昭和49年9月18日

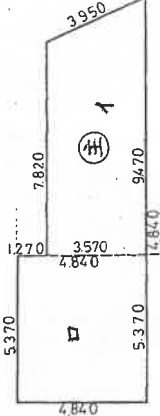
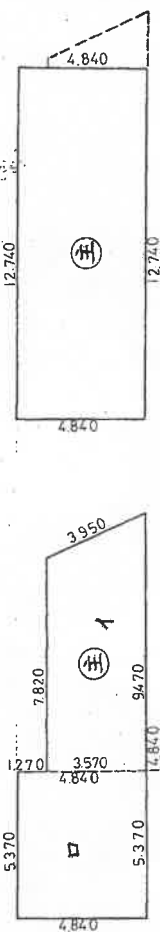
作製年月日

作製者

申請人

2.3階

1階



1階床面積計算

$$\begin{aligned} 1 & 3.57 \times \frac{9.47 + 7.82}{2} = 30.862650 \\ 2 & 5.37 \times 4.84 = 25.990800 \\ & \text{計} = 56.853450 \end{aligned}$$

$$56.85$$

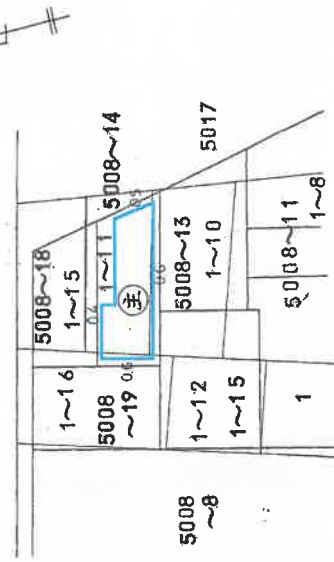
2.3階床面積計算

$$12.740 \times 4.840 = 61.66160$$

$$61.66$$

換地線

公図線



(日調連15)

A3版をA4版に縮小

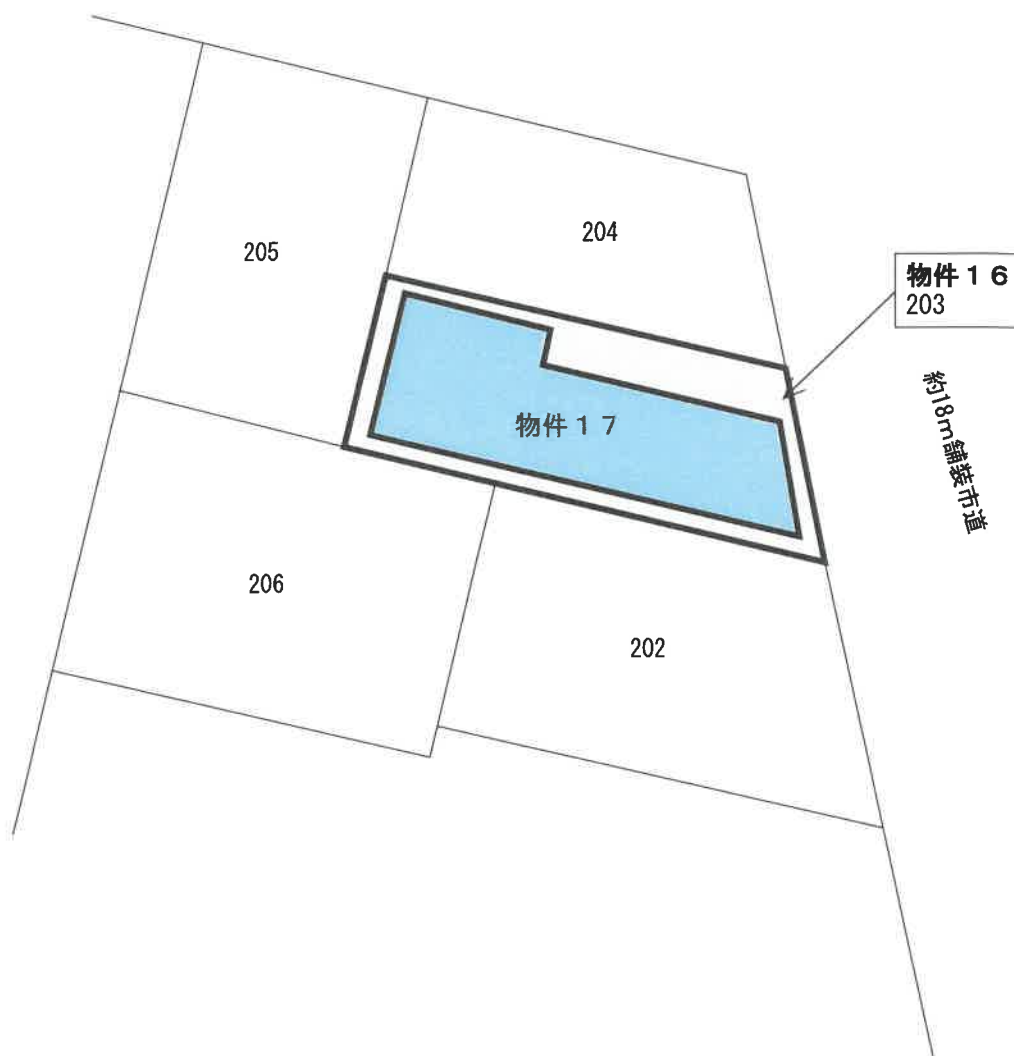
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

49.11.16

縮尺 1/500 1/200

土地建物位置関係図

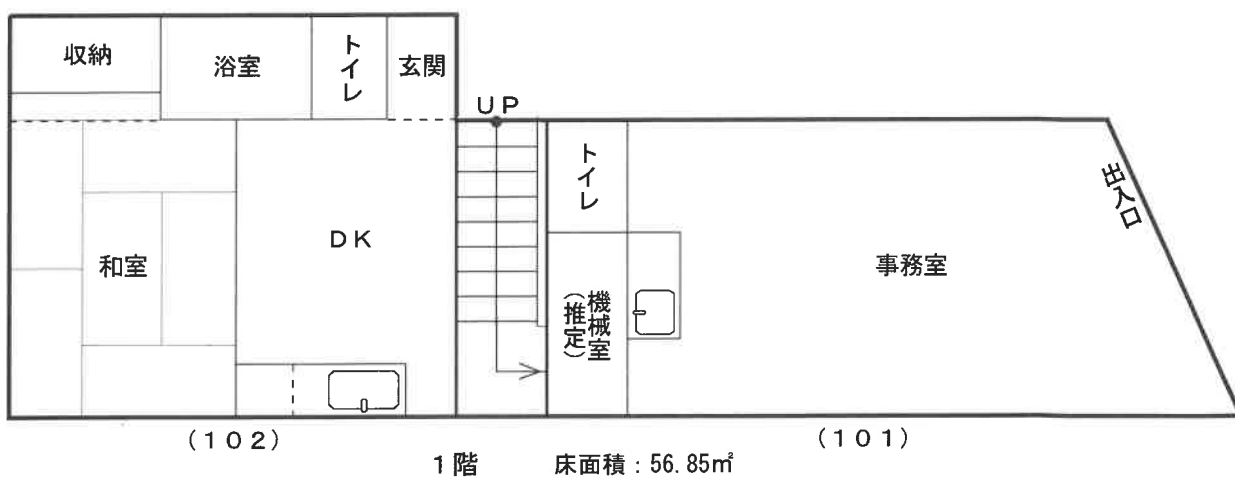
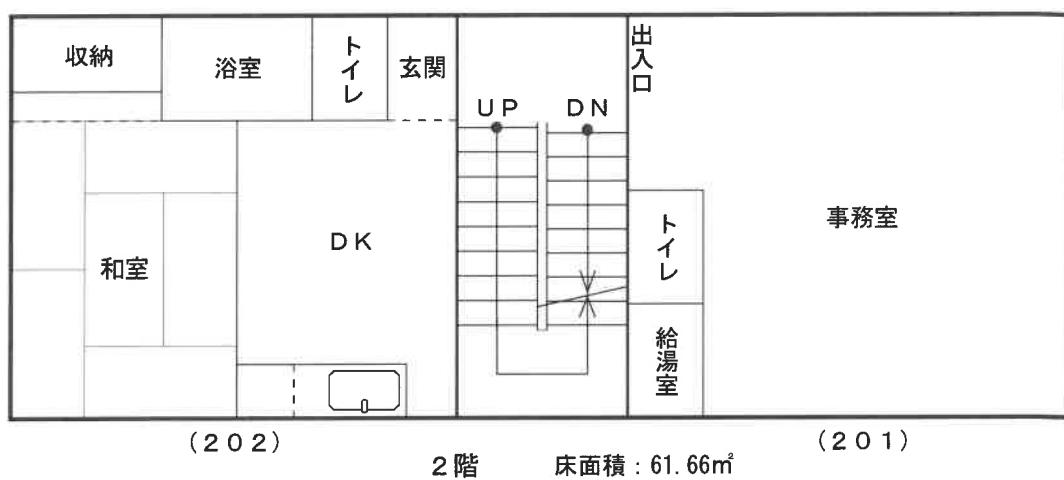
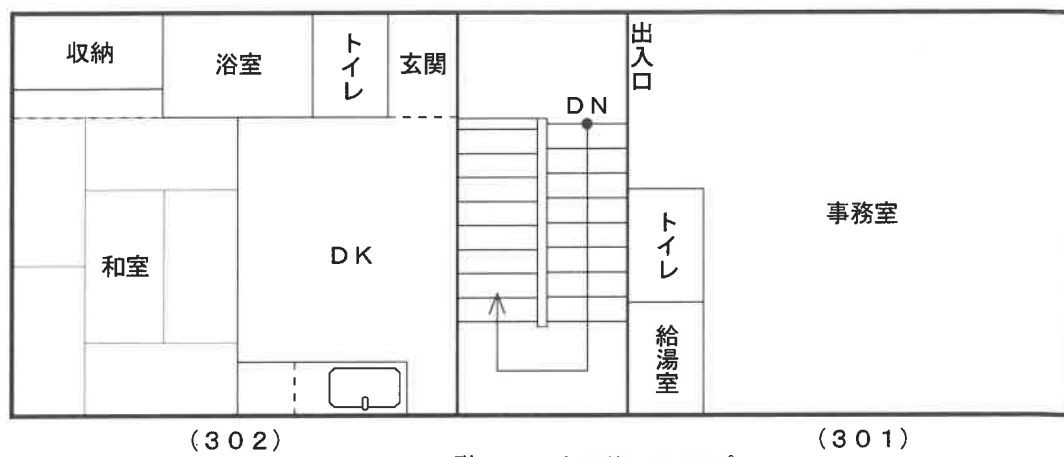
事件番号	6年(ケ)136号5
物件番号	16・17



- ・現地調査等により作成したもので、実測図ではありません。
- ・物件の形状・配置の概要図であり、境界を確定するものではありません。

間 取 図

事件番号	6 年 (ケ) 1 3 6 号 5
物件番号	1 7



※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。